

○ 申告書等控えへの收受日付印の押なつの見直しについて

令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行いません

国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、**令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わない**こととしました。

令和7年1月からは、申告書等を書面で提出する際には、**申告書等の正本（提出用）のみを提出（送付）**していただきますよう、お願いします。

また、申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

※ 対象となる「申告書等」とは、国税庁・国税局・税務署に提出（送付）される全ての文書です。

申告書等の提出は、是非 **e-Tax** をご利用ください

申告書等を e-Tax により提出した場合は、メッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができます。

その他、申告書等の提出事実・提出年月日を確認する方法は、以下のとおりです。

○ 申告書等情報取得サービス（オンライン請求のみ）

書面申告の場合も、e-Tax を利用して、所得税申告書、青色申告決算書及び収支内訳書のイメージデータ（PDF）を取得することができます。

なお、本手続の利用にはマイナンバーカードが必要となります。

○ 保有個人情報の開示請求（オンライン申請・取得も可）

税務署が保有する個人情報に対する開示請求により、提出した申請書等の内容を確認することができます。

写しの交付まで約1か月程度かかるほか、手数料が300円（オンライン申請の場合は200円）かかります。

法人の申告書等には利用できません。

○ 税務署での申告書等の閲覧サービス（税務署窓口での対応のみ）

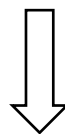
税務署の窓口で、ご自身が過去に提出した申告書等を閲覧することができます。

※ 「金融機関等への提出」を目的とした閲覧はできませんので、ご注意ください。

○ 納税証明書の交付請求（提出事実のみ）（オンライン申請・取得も可）

手数料が税目ごと1年度1枚につき400円（オンライン申請の場合は370円）かかります。

詳細は国税庁
ホームページを
ご覧ください



国税相談専用ダイヤル（0570-00-5901） ※ナビダイヤル

○ 国税に関するご質問・ご相談は国税庁ホームページで解決

国税に関するご質問・ご相談は、国税庁ホームページをご利用ください。

⇒ チャットボット（ふたば）に質問する

相談可能税目：所得税の定額減税、所得税・消費税の確定申告、インボイス制度

国税庁 チャットボット 検索

スマホでのご利用はこちらから→



⇒ タックスアンサー（よくある税の質問）を利用する

国税庁 タックスアンサー 検索

スマホでのご利用はこちらから→



国税だより（令和6年8月発行分）

○ 国税に関するご質問・ご相談は、「国税相談専用ダイヤル」へ

コクゼイ

0570-00-5901（全国一律料金）

受付時間 平日8:30～17:00（土日祝日及び12月29日～1月3日を除く。）

※税務署で面接によるご相談を希望される場合は、事前予約が必要です。

所轄の税務署へ電話して音声案内「2」を選択してください。

○ キャッシュレス納付のご案内

国税庁では、納税環境の向上のため、多様な納税手続をご提供させていただいておりますが、納税者の皆さまの利便性向上のためにも、ご自宅で納税手続が完結するキャッシュレス納付のご利用をお薦めしております。

この機会に、是非、キャッシュレス納付のご利用をお願いします。

納税手続	概要
ダイレクト納付	ダイレクト納付の申込みをすることで、e-Taxによる簡単な操作で預貯金口座からの引き落としにより納税する方法です。
振替納税	振替納税の申込みをすることで、毎年の確定申告等に係る国税を預貯金口座からの引き落としにより納税する方法です。
インターネットバンキング等	インターネットバンキング、モバイルバンキング又はATMから納付する方法です。
クレジットカード	「国税クレジットカードお支払サイト」からクレジットカードを利用して納付する方法です。※納付税額に応じた決済手数料がかかります。
スマホアプリ納付	「国税スマートフォン決済専用サイト」から利用可能なPay払いを選択して納付する方法です。※事前に残高へのチャージが必要です。

また、税務署窓口での納税は「9時から16時まで」のお手続きをお願いしております。

納税者の皆さまには、ご不便が生じないよう、口座からの引き落としやインターネットを利用した納税など、窓口での納税以外の多様な納税手続をご提供しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

詳しくは、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp/>）又は「国税庁」で「検索」をご覧ください。

国税相談専用ダイヤル（0570-00-5901） ※ナビダイヤル

国税だより（令和6年8月発行分）

○ 公売に参加したいときは

公売とは、差し押さえた財産を入札等の方法により売却する制度で、原則としてどなたでも参加することができます。

公売は、国税局や税務署で随時行っているほか、国税庁ホームページにおいての期間入札や官公庁オークションサイトを利用したインターネット公売（競り売り）も行っています。

なお、公売財産の明細などについては、公売を実施する国税局や税務署の掲示板に掲示する公売公告に記載しており、また、公売情報ホームページ（<https://www.koubai.nta.go.jp>）でも情報を提供しています。

公売手続などの詳細は、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）又は **国税庁** **検索** をご覧くださいか、国税局もしくは最寄りの税務署にお尋ねください。

熊本国税局特別整理部門（電話096 - 354 - 6171）

○ 財産を相続したとき

相続税は、亡くなられた人（被相続人）の相続人等が、相続や遺贈などによって被相続人の財産を取得した場合に、その取得した財産を基に課税される税金です。

相続税の申告は、その取得した財産の価額と相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産の価額（令和6年1月1日以後の贈与により取得した相続時精算課税適用財産については相続時精算課税に係る基礎控除額を控除した残額を加算します。）の合計額（債務などの金額を控除し、相続開始前3年以内（令和6年1月1日以後の贈与の場合には7年以内（3年超の贈与財産については、その価額の合計から100万円を控除した残額）の贈与財産の価額を加算します。）が基礎控除額を超える場合に必要となります。

この場合、相続の開始があったことを知った日（通常の場合は、被相続人が亡くなった日）の翌日から10か月目の日までに、被相続人の住所地を所轄する税務署に相続税の申告書を提出するとともに、納付税額が算出される場合には、納税しなければなりません。

なお、基礎控除額は、「3,000万円＋（600万円×法定相続人の数）」により計算した金額です。

おって、国税庁ホームページに法定相続人の数や個別の財産・債務の金額等を入力することにより、相続税の申告手続の要否について判定することができる「相続税の申告要否判定コーナー」が開設されているほか、相続税申告書の記載の仕方について分かりやすく解説した「『小規模宅地等の特例』と『配偶者の税額軽減』を適用した相続税申告書の記載例」等が掲載されていますので、是非ご利用ください。

詳しくは、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp/>）又は **国税庁** **検索** をご覧ください。

国税相談専用ダイヤル：0570-00-5901 ※ナビダイヤル

税務署でのご相談は、事前予約が必要ですので、所轄の税務署へ電話して音声案内「2」を選択してください（「税務署」につながります。）。